令和６年 ３月 ８日
民生環境常任委員会
福　　祉　　部

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
（１）新サービス「就労選択支援」の基準					
①	人員基準 ・事業所には、管理者及び就労選択支援員を配置する ・管理者は、管理上支障がない場合、他の職務又は他の事業所の職務に従事させることができる	1	第163条の2各項 第163条の4	2-2	P2, 3
		3	第59条の4各項	2-5	P2
②	設備基準 ・生活介護（デイサービス）の基準を準用する 　訓練・作業室、相談室、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない	1	第163条の5	2-2	P3
③	運営基準 ・実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援を運営する事業者であり、過去３年以内に３人以上の利用者が新たに一般企業に雇用された実績等を有する事業者でなければならない ・事業者は、短期間の生産活動等の機会を通じて、就労アセスメントを行う ・事業者は、「アセスメントの結果」の作成に当たり、利用者及び市町村、相談支援事業者、公共職業安定所などを招集して会議を開催し、利用者の就労に関する意向をあらためて確認するとともに、担当者等に意見を求める ・事業者は「アセスメントの結果」を作成した際には、利用者及び相談支援事業者等に提供しなければならない ・事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連絡調整を行うとともに、利用者への情報提供に努めなければならない	1	第163条の6 第163条の7 第163条の8 第163条の9	2-2	P3-5
		3	第59条の5 第59条の6各項 第59条の7各項 第59条の8	2-5	P3-5
④	最低基準 ・定員は１０人以上でなければならない	3	第59条の3	2-5	P2
（２）意思決定支援を推進するための方策					
①	障害福祉サービスの具体的取扱方針 ・事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定の支援に配慮すること 障害児通所支援の具体的取扱方針 ・事業者は、支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない	1	第27条第1項第2号 第60条第2項 第107条第2項 第121条第2項 第199条の5第2項	2-1	P2 P4 P9 P23
		2	第4条第4項・第5項 第33条第2項 第34条第6項	2-3	P1-3
		3	第16条第2項	2-4	P1
		4	第3条第4項・第5項 第25条第2項	2-6	P1, 2
		5	第28条第2項	2-7	P9
②	サービス管理責任者等及び児童発達支援管理責任者の業務 ・サービス管理責任者等は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない ・サービス管理責任者等は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない ・児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。 ・児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切な支援内容の検討をしなければならない。	1	第32条第4項 第61条第2項・第3項 第62条第2項 第195条の6第2項 第199条の6第2項	2-1	P3 P4-6 P19 P24
		2	第34条第2項・第3項 第35条第2項	2-3	P2-4
		3	第17条第2項・第3項 第18条第2項	2-4	P2, 3
		4	第26条第2項・第3項 第27条第2項	2-6	P2-4
		5	第29条第2項 第30条第2項	2-7	P10-12
③	担当者会議への利用者の参加等 ・サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議に利用者を招集し、利用者の生活に対する意向等を改めて確認すること ・児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めるものとする	1	第61条第6項	2-1	P5
		2	第34条第6項	2-3	P3
		3	第17条第6項	2-4	P2
		4	第26条第6項	2-6	P3
		5	第29条第5項	2-7	P11
（３）地域移行等支援を推進するための取組					
①	地域移行等意向確認担当者の専任等（障害者支援施設） ・事業者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、他の事業所における障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認「地域移行等意向確認」を適切に行うため、指針を定めるとともに、「地域移行等意向確認担当者」を選任する。 ・「地域移行等意向確認担当者」は、指針に基づき、「地域移行等意向確認」を実施し、個別支援計画の作成にかかる会議に報告しなければならない。 ・「地域移行等意向確認担当者」は、相談支援事業所と連携し、体験利用等の地域移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。	2	第35条の3各項	2-3	P5, 6
		4	第27条の3各項	2-6	P5, 6
（４）支援の質の確保					
①	地域との連携等（共同生活援助、障害者支援施設） ・事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される「地域連携推進会議」を開催し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、記録を作成し、公表しなければならない。 ・事業者は、「地域連携推進会議」の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。	1	第199条の7各項 第202条の10各項	2-1	P24, 25 P27, 28
		2	第35条の2各項	2-3	P4, 5
		4	第27条の2各項	2-6	P4, 5
（５）相談支援の充実					
①	個別支援計画の作成等 ・サービス管理責任者は、個別支援計画を作成したときは、当該計画を利用者等及び相談支援事業者に交付すること ・児童発達支援管理責任者は、通所支援計画を作成した時は、通所給付決定保護者及び相談支援事業者に交付しなければならない	1	第28条第3項 第61条第8項 第122条第3項	2-1	P2 P5 P10
		2	第34条第8項	2-3	P3, 4
		4	第26条第8項	2-6	P3, 4
		5	第29条第7項	2-7	P11

令和６年 ３月 ８日
民生環境常任委員会
福　　祉　　部

（６）感染症発生時に備えた平時からの対応					
①	協力医療機関等（共同生活援助、障害者支援施設） ・事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。	1	第201条の4第3項・第4項	2-1	P25
		2	第58条第3項・第4項	2-3	P6
		4	第47条第3項・第4項	2-6	P6
（７）その他					
①	「管理者の専従等」の基準の緩和（訪問系の障害福祉サービス等） ・管理者が兼務できる範囲を、「同一敷地内の他の事業所」から「他の事業所」に緩和	1	第8条 第47条	2-1	P2, 3
		5	第9条	2-7	P6
②	「従業者の員数等」の基準の拡充（生活介護、自立訓練（機能訓練）） ・高次脳機能障害等の後遺症による言語障害を有する者等の支援にあたる言語聴覚士を基準人員として認める。	1	第81条第1項第4号 第144条第1項第3号	2-1	P6, 10
		2	第6条第1項第4号 第7条第1項第3号	2-3	P1, 2
		3	第38条第1項第4号 第51条第1項第3号	2-4	P3, 4
		4	第12条第1項第4号 第13条第1項第3号	2-6	P1, 2
③	共生型サービスの対象の拡充（自立訓練（機能訓練）） ・介護保険法：指定通所リハビリテーション事業者を共生型自立訓練（機能訓練）の指定の対象とする ・対象事業所が満たすべき基準	1	第151条の3各号	2-1	P11, 12
④	基準該当サービスの対象の拡充（自立訓練（機能訓練） ・介護保険法：指定通所リハビリテーション事業者、病院及び診療所を条件付きで基準該当自立訓練（機能訓練）の登録の対象とする ・対象事業所が満たすべき基準	1	第152条各号 第152条の3各号	2-1	P13-15
⑤	「工賃の支払等」の基準の明確化（就労継続支援Ｂ型） ・工賃の支払いに要する額は、原則として自立支援給付（＝事業者の報酬）をもって充ててはならない	1	第191条 第195条	2-1	P17-19
⑥	「実施主体」の拡充（就労定着支援） ・就労定着支援の実施主体に、障害者就業・生活支援センターを運営する法人を追加	1	第195条の7	2-1	P19
⑦	「従業者の員数等」の基準の緩和・拡充（自立生活援助） ・自立生活援助事業所に、利用者数に応じて配置するべきサービス管理責任者の数の緩和 ・事業者が、自立生活援助事業所と相談支援事業所を同一の事業所において一体的な運営を行う場合にあっては、相談支援専門員をサービス管理責任者とみなす ・実施主体に関する要件の撤廃 ・事業者は、必要な援助を行うにあたり、定期的な利用者の居宅訪問のほか、テレビ電話装置等が活用できるようにする	1	第195条の14 第195条の17の削除 第195条の18	2-1	P20-22
⑧	「基本方針等」における支援の内容の明確化（共同生活援助） ・事業所は、居宅における自立した日常生活を希望する入居者につき、当該日常生活への意向及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助を適切かつ効果的に行わなければならない。	1	第196条第1項 第199条の2第3項 第202条の2 第202条の3第1項 第202条の12 第202条の13	2-1	P22, 23 P26, 27 P29, 30
⑨	就労選択支援に関する情報提供（就労移行支援、就労継続支援） ・事業者は相談支援事業所と連携し、利用者に対し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う	1	第172条の2	2-2	P5
		3	第66条の2	2-5	P5
⑩	最低基準：「規模」の緩和（就労移行支援） ・定員は２０人以上でなければならない→定員は１０人以上でなければならない	3	第60条の2	2-4	P6
⑪	児童発達支援の一元化及び児童発達支援（児童発達支援センターにおいて提供する場合に限る）における人員・設備基準等の３類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化 ・「医療型児童発達支援」が「児童発達支援（児童発達支援センターであるもの）」に統合されることにより廃止 ・児童発達支援（児童発達支援センターにおいて提供する場合）の「主として難聴児を通わせる場合」及び「主として重度心身障害児を通わせる場合」の人員基準を「児童発達支援（児童発達支援センターであるもの」に一元化。	5	第3章の削除 第8条	2-7	P1, 4
⑫	心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援の実施（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援） ・障害児の適性及び障害の特性等を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及び改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。 ・事業者は、事業所ごとに「支援プログラム」を策定し、公表しなければならない。	5	第28条第4項 第28条の2	2-7	P9, 10
⑬	障害児の地域社会への参加及び包摂の推進（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援） ・事業者は、障害児が支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない。	5	第28条の3	2-7	P10
⑭	自己評価等の実施（保育所等訪問支援） ・事業者は、事業の質の評価および改善を行うに当たり、「自己評価（事業所の従業者による評価」を行うとともに、「保護者評価（障害児の保護者による評価）」「訪問先施設評価（保育所等による評価）」を受けて、その改善を図らなければならない。	5	第103条	2-7	P16